

(仮称)高槻市危機管理センター整備事業
プロポーザル実施要領

令和7年4月
高槻市 危機管理室

1. 目的

近年、日本各地で大規模な自然災害が多発し、南海トラフ地震などがいつ発生してもおかしくない状況である。令和6年能登半島地震等の検証においても、初動対応がその後の応急対応や災害復旧に大きく影響することが明らかにされており、情報収集や意思決定が速やかに行える初動対応体制の早期構築が必要となっている。

本事業では、有事に備えた災害対策機能をワンフロア化・常設化し、遅滞なく通常業務体制から災害対策本部体制に移行することができる仕組みを確保するとともに、情報の収集、共有、伝達体制の強化を図る為、「大型映像表示音響システム」を導入し、迅速な対策立案を可能とする(仮称)高槻市危機管理センターを整備することを目的とする。

また整備後、平時においては市民に向けて防災情報を周知啓発するなど、防災の普及啓発拠点施設として位置付け、研修等を含む各種啓発活動にも役立てることを目的とする。

2. 事業概要

- (1)事業名称 : (仮称)高槻市危機管理センター整備事業
- (2)履行場所 : 高槻市桃園町2番1号(高槻市役所 総合センター6階)
- (3)事業内容 : 別添の仕様書のとおり
- (4)事業期間 : 契約締結日から令和8年3月31日(火)まで
- (5)契約上限額 : 347,900,300円(消費税等額を含む上限額)

3. 事務局

高槻市危機管理室(高槻市役所 本館4階)

担当 : 山栴・白石

住所 : 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

TEL : 072-674-7314

e-mail : (別途通知)

4. スケジュール

- (1)プロポーザル実施要領等の公表 令和7年4月8日(火)
- (2)現地見学申し込み期限 令和7年4月14日(月)
- (3)現地見学 令和7年4月16日(水)~18日(金)
- (4)質問の提出期限 令和7年4月18日(金)
- (5)質問に対する回答 令和7年4月24日(木)
- (6)参加表明の提出期限 令和7年4月25日(金)
- (7)提案書等の提出期限 令和7年5月9日(金)
- (8)ヒアリング 令和7年5月中旬予定
- (9)特定結果通知 令和7年5月中旬予定

5. 参加資格

(1) 参加者の構成

参加者は、単独事業者又は複数事業者で構成されるグループ(以下、「コンソーシアム」という。)によるものとする。

参加表明書締切日から優先交渉権者の決定までの間に、以下の要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(2) 参加資格要件

ア. 共通する要件

単独事業者、コンソーシアムの代表企業及び構成員は次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(イ) 令和7年度高槻市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(ウ) 本市の指名停止の期間中でないこと。

(エ) 平成27年度以降に国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注し、完成・引渡しが完了したもので、以下のいずれかに該当する実績を1件以上有すること。

※本項目のみ、単独事業者又はコンソーシアムの場合は代表企業の実績を対象とする。

表1. 業務種別

種別	内容
業務Ⅰ	本事業と同種の危機管理センターにおける大型映像表示音響システム構築業務又は消防指令システム整備業務で、元請けとして契約金額5千万円以上のもの。
業務Ⅱ	130型以上のLEDビジョンを採用した大型映像表示音響システム構築業務で、元請けとして契約金額5千万円以上のもの。
業務Ⅲ	コンベンションホール、会議室、講義室等の複数の室が連動した大型映像表示音響システム構築業務で、元請けとして契約金額1億円以上のもの。

(オ) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。(ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。)

イ. 単独事業者又はコンソーシアムに求める要件

(ア) 以下のいずれかに該当すること。

① 電気通信工事及び内装仕上工事の特定建設業の許可を有していること。

② 建築一式工事の特定建設業の許可を有していること。

(イ) 前項①に該当する場合、電気通信及び内装仕上の経営事項審査を受けていること。また、前項②に該当する場合、建築一式の経営事項審査を受けていること。

(ウ) ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)又は、P(プライバシー)マークの認証取得済みであること。

ウ. コンソーシアムで参加する場合の要件

(ア) 構成員は、代表企業を含め2者以下とすること。

(イ) 構成員の中から代表企業を定め、代表企業の所在地をもって連絡先とすること。また、入札参加資格確認申請書の提出期限までにコンソーシアム結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を提出すること。

(ウ) 代表企業及び構成員は、他のコンソーシアムを構成する者又は単独で入札に参加する者でないこと。

(3) 配置技術者要件

本事業の配置技術者は、危機管理センター整備事業に精通した実務経験豊かな技術者を選任するものとし、次に掲げる技術者を配置すること。

ア. 統括管理責任者

- ・代表企業に所属していること

イ. 監理技術者

- ・前項(2) イ.(ア)において①に該当する場合、電気通信工事の監理技術者を、また、②に該当する場合、建築工事の監理技術者を配置すること。

ウ. 担当技術者

- ・本事業に取り組む上で、必要な技術者を配置すること。

6. 実施要領等の公表

(1) 公表期間

令和7年4月8日(火) から 令和7年4月25日(金) 午後5時まで

(2) 公表方法

高槻市公式ホームページ

URL: <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/149843.html>

7. 現地見学

現地見학을希望する場合は、下記の日程の中で事前に事務局と見学日時を調整の上、実施する。

(1) 見学日時

4月16日(水) ①10:00～、②13:30～、③16:00～

4月17日(木) ④10:00～、⑤13:30～、⑥16:00～

4月18日(金) ⑦10:00～、⑧13:30～、⑨16:00～

(2) 現地見学の申込

- ・ 申込期限 令和7年4月14日(月) 午後5時
- ・ 簡易電子申込サービスにて申込を行い、申込後に電話で到達確認をすること。(誤送信等により未着の場合には、現場見学に参加できないため注意すること。)

簡易電子申込

URL: https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12507

- ・申込みは参加表明書を提出しているグループごとに代表者が行うこと。
- ・参加者は1グループにつき6名以内とする。
- ・現場調査当日の開始前に参加者は名簿を本市に提出すること。
- ・現場調査の詳細な方法・日時等は、4月15日(火)に電子メールによる連絡を行う。

(3)留意事項

- ・資料など、調査に必要となるものは各自用意すること。
- ・カメラ等による撮影は可能とするが、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- ・現場調査では、本事業に関する質問へは回答しない。

8. 提案書等に対する質問の受付及び回答

(1)質問方法

- ア. 受付期限 令和7年4月18日(金) 午後5時まで
- イ. 受付方法 質問回答書(様式-3)に記入の上、電子メールにより質問を受け付ける。
- ウ. 質問先 事務局
- エ. その他 送付後に送信確認の電話を入れること。
件名は「(仮称)高槻市危機管理センター整備事業に関する質問」とすること。

(2)回答方法

寄せられた全ての質問とそれに対する回答を、令和7年4月24日(木)午後5時までに参加者全員に対して電子メールにより連絡する。

(3)その他

- ・質疑の内容に参加者を特定できる記載は行わないこと。
- ・参加表明前の質疑については、事務局に電話で連絡先を問い合わせること。

9. 参加表明

(1)受付期限

令和7年4月25日(金) 必着

(2)受付方法

原則郵送とし、参加表明書(様式-1)、参加資格確認書(様式-2)及び必要に応じてコンソーシアム結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を事務局に提出すること。内容を確認のうえ、参加表明者に電子メールアドレスを伝える。

※提出の際は、上記期限に遅れないよう、配送に要する期間を考慮のうえ郵送すること。事故等により書類が到着しない場合でも、異議申し立ては受け付けないので留意すること。

(3)辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、辞退届(様式-6)を提出すること。

(4)その他

参加表明に関する質問については、事務局に問い合わせること。

10. 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年5月9日(金) 午後5時

(2) 提出方法

提出する提案は 1 案とする。持参、郵送または宅配とする。持参の場合は、事前に事務局に連絡すること。

※郵送、宅配による場合も上記期間内に必着とする。

11. 提案書の作成

(1) 必要書類は以下のとおりとし、提出部数は 12部(正本 1 部、副本 11部)とする。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ア. 提案書表紙 | 指定様式:様式-4-①(正本用)、様式-4-②(副本用) |
| イ. 事業実施体制調書 | 任意様式:A4 版 1 枚 |
| ウ. 同種事業実績調書 | 指定様式:様式-5:A4 版 1 枚 |
| エ. 提案書 | 任意様式:A4 版 40 ページ以内 |
| オ. 計画工程表 | 任意様式:A3 版 1 枚 |
| カ. 提案価格見積書 | 任意様式 |
| キ. 保守業務等参考見積書 | 任意様式 |

(2) 提案書等の様式

様式-4, 5については指定様式とする。その他は任意様式とし、片綴じ、片面(提案書のみ両面)横書きとし、構成は自由とする。提案書は全て上下左右の余白20mm 以上とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(3) その他

- ア. 提出書類の差し替えは認めない。
- イ. 提出書類は返却しない。
- ウ. 表紙を様式-4-①、様式-4-②とし、表紙と目次以外に適宜ページ番号を入れること。
- エ. 匿名で審査を行うため、正本と副本を作成し、副本には提案者が特定できる企業名等を記載しないこと。特に同種事業実績調書の業務実績における契約書等の事業者名がわからないように留意すること。
- オ. 提案書の作成に当たっては表2に示す留意事項を遵守すること。

表2. 提案書留意事項

	記載事項	内容に関する留意事項
1	事業実施体制調書 (任意様式)	・A4版 1 枚で記載 ・配置予定の統括管理責任者、監理技術者、担当技術者を記載。 ・実施体制の特徴について記載。 ・他の事業者等に当該事業の一部を再委託する場合には、再委託先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載。ただし、主たる部分の業務を

		再委託しないこと。
2	同種事業実績調書 (様式-5)	<ul style="list-style-type: none"> ・A4版1枚で記載 ・代表企業の平成27年度以降の事業実績を記載。 ・事業実績は、平成27年度以降に完了したものを最大5件まで記載。 ・事業実績が確認できる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の写しを、提案書の最後に参考資料として添付すること(副本用は企業名がわからないようにすること)。なお、確認が容易なように工夫を行うこと。
3	提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・A4版、両面書き、40ページ以内 ・提案書では、本事業を実施する上での基本的な考え方や手法、応募事業者のPRポイント等について記載を求めるものであり、成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。 ・仕様書の内容に基づき、本事業に対する取組姿勢、方針及び支援内容について具体的な提案を行うこと。 ・提案書の内容は、本事業を実施するうえでの基本的な考え方や手法等を審査するためのものとすることから、構成及び表現は自由とする。 ・仕様書記載の内容以外に、この事業の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的な提案を求める。 ・多色刷りは可能とする。 ・文章を補完するため、カラー写真やイラスト及びイメージ図等を使用するなど読み易さに配慮し、簡潔に記載すること。
4	計画工程表 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・A3版1枚で記載 ・提案内容に対する実施スケジュールを記載。
5	提案価格見積書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・A4版で記載 ・本事業に係る総額表記の参考見積(税込)を提出すること。 ・一式表記とはせず内訳・数量が把握できるように記載すること。 ・特記仕様書「第3 システム仕様」1 構造・構成、「第4 レイアウト仕様」1 構造・構成 及び 「第7 参考資料」別紙 調達機器及び物品を参考に作成すること。
6	保守業務等参考見積書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・A4版で記載 ・本事業完了後の保守業務(1年あたり)の参考見積(税込)を提出すること。 ※本事業に含まれるものではないが、特記仕様書「第6 運用保守業務」を参考に算出すること。

12. 選定方法

(1) 事業者の募集及び選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) 審査方針

本市が設置する「(仮称)高槻市危機管理センター整備事業に係る事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、提案内容や実施能力等の審査を行い、優先交渉権者を決定する。なお、公正を期すため、提案者を原則匿名にして審査を実施し、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(3) 審査方法

「13.提案書の評価基準」に基づき審査を行い、総合的に採点し候補者を選定する。

ア. 書類審査の実施

提出された提案書等の書類について審査を行う。

イ. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(ア) 実施日

令和7年5月中旬予定

※ 実施場所及び実施時間は、後日個別に連絡する。

(イ) 時間配分

プレゼンテーション 30 分及びヒアリング 15 分とする。

(ウ) プレゼンテーションに参加する提案者は 5 名以内とし、統括管理責任者を含む本事業に携わる技術者等とする。

(エ) 注意事項

- ・プレゼンテーション時に必要な機器は提案者において用意すること。ただし、スクリーン・プロジェクター・電源・電源ドラム・HDMI ケーブルについては、本市が用意したものを使用することができる。
- ・プレゼンテーションに用いる資料は、提案書のみとし、プロジェクターで投影する内容も、提出した提案書と同じ資料とする。
- ・提案者が多数の場合は、提出書類を基に事前審査を行い、通過した 5 者のみヒアリングを行う。
- ・提案者が 1 者の場合でも、選定委員会によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、本事業を履行する能力を有するか審査する。
- ・会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従うこと。
- ・会場入場後、選定委員の紹介等を行わないので、速やかに準備を行い、説明を開始すること。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査を行うので、資料への社名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されないよう十分注意すること。
- ・プレゼンテーション・ヒアリングに遅れた場合、出席しない場合は、特段の理由がない限り、失格とする。

(4) 優先交渉権者等の選定

見積額が契約上限額の範囲内である提案者のうち、(3)に定める評価点が最も高い者を優先交渉権者として順位付けし、次点者以下も決定する。なお、提案者の評価点が同点で優先順位をつける必要がある場合は提案内容の結果により決定するものとする。

13. 提案書の評価基準

提案書の評価項目、評価の着眼点、判断基準及び配点は表3のとおりとする。

表3. 提案書の評価基準

項番	評価項目	着眼点	求める提案内容、判断基準	配点
1	過去10年間の業務実績	業務実績 (上限5件)	実施要領「5. 参加資格」(2)参加資格要件の実績について ・業務Ⅰについては1件あたり2点 ・業務Ⅱについては1件あたり1点 ・業務Ⅲについては1件あたり1点	10
2	経済性 (参考見積)	提案見積価格	300×(1-見積額/提案上限額) ※上限30点 90%で満点	30
		保守業務等 参考見積	10×(1-(見積価格-提案者中の最低見積価格)/提案者中の最低見積価格) ※下限0点 提案者中の最低見積価格で10点、その2倍以上で0点	10
小計				50
3	事業全般	事業内容の理解度	目的、条件、内容の理解度について	5
		実施方針の妥当性	取り組むうえでの着眼点及び留意点の明確性、妥当性について	5
		事業実施体制	・事業の実施体制について ・実務経験豊かな人材が配置されている ・再委託する場合、再委託する業務の範囲について ・市内業者の採用の有無について	20
		事業手法の妥当性	・具体的なスケジュールの提示について ・既存庁舎内における事業実施に配慮した施工計画について ・ほかの関連工事との調整などの対応について	15
4	技術提案	大型映像表示音響システム	仕様を踏まえ、コンセプトに沿ったシステムの提案 ・起動、操作の易操作性について ・システム構成、ネットワーク構成が複雑なものになっていないか ・業務継続性について考慮された提案であるか ・メンテナンス性について考慮された提案であるか ・音響システムについて、自治体等への導入実績があるか ・災害対策会議用マイクシステムについて、連携・一元管理が図られ、最適な音響環境とできるような、具体的な提案がある など	80
5		レイアウト	仕様及びレイアウト(案)を踏まえ、什器の選定などレイアウトの提案	10
6		展示・啓発への提案	・リエゾンルームのプロジェクターを活用した提案 ・エレベーターホールを活用した提案 ・フロア全体を活用した提案	30
7		障害対応・運用支援	障害時の対応について信頼性の高い提案 ・運用保守の体制・役割分担・フローについて ・故障時の対応について ・平常時の対応について	15
8		有益性	本市に有益となる独自の提案の有無と、その提案に関するノウハウがあるか	5
9		取組姿勢	提案したテーマに対する取組意欲について	5
10		説明の明確さ	提案したテーマに関する説明の明確さについて	5

11	技術職員の経験及び能力 (ヒアリング)	コミュニケーション力	質問に対する応答について	5
小計				200
合計				250

14. 審査結果

- (1) 審査結果は、確定後、提案書提出者に対して文書で通知する。
- (2) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

15. 契約方法

- (1) 優先交渉権者と契約締結交渉を行うものとする。
- (2) 優先交渉権者は事務局と仕様並びに価格等の協議の上、事務局の内部手続きを経て、本事業の事業者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本事業の契約を約するものではない。
- (3) 優先交渉権者決定後、優先交渉権者は提案に基づき、本市と本事業に係る仮契約を締結し、議会の議決(令和7年6月予定)を得て本契約締結とする。
- (4) 優先交渉権者が契約締結までに「5. 参加資格」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点の者と契約締結の交渉を行うものとする。
- (5) 契約保証金については、高槻市財務規則(平成7年高槻市規則第13号)第115条第1項の規定により契約金額の100分の5以上とする。ただし、同規則第117条の規定に該当する場合は、免除する。

16. 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は無効となる場合があるので留意すること。

- (1) 本案件期間中に、上記「5. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (4) 提出書類が不備であった場合(提案書類の追加や分割提出も認めない。)
- (5) 提案上限額を超える提案を行った場合
- (6) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (7) 会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (8) 選定委員会委員と不正な接触をするなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- (10) その他要領に違反した場合

17. その他留意事項

- (1) 提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。

- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものを公表し、必要な処置を行うことがある。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は、受注者を特定するため以外に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された提案書は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。(提出者の了解なく公表・使用することはない。)
- (5) 事業の遂行に当たり、提案書に記載した予定技術者の変更は、原則として認めない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由による場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得た場合に限り認める。
- (6) 応募事業者、参加資格認定業者は複数の提案を行うことはできない。複数の提案を行った場合、2つめ以降の提案は無効とする。
- (7) ホームページに記載した内容に不備等があった場合は、ホームページ上に訂正内容を記載する。
- (8) 提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、発注者は一切の責任を負わない。
- (9) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は契約後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (10) 参加表明書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、辞退届(様式-6)を文書で提出すること。
- (11) 審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (12) 質問事項の締め切り以降、本事業に係る質問は受け付けない。
- (13) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。